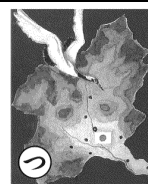




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月12日（火） 第10133号

目次

	ページ
告 示	
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課）	2
○都市計画事業の認可（都市整備課）	2
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第244号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和5年9月12日

群馬県知事 山本 一 太

1 区域及び期間

- (1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林
- (2) 期間 令和5年10月1日から令和6年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

- 4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、太田都市計画事業を令和5年9月12日、次のとおり認可した。

令和5年9月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 太田都市計画墓園事業 1号 八王子山公園
- 3 事業施行期間 令和5年10月1日から令和7年8月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 太田市菅塩町地内
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年9月12日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
野辺	理 事	再 任	松澤恒雄	館林市野辺町577番地
	同	同	車崎実	同 同 635番地
	同	同	渡邊定男	同 同 694番地
	同	同	津久井啓子	同 同 737番地
	同	同	津久井正己	同 同 737番地
	同	同	坂本勝義	同 同 850番地12
	同	同	恩田信一	同 同 995番地
	同	同	恩田昭一	同 同 1000番地
	同	新 任	峰岸一弘	同 同 641番地
	同	同	松澤良治	同 同 814番地4
	同	退 任	恩田登	同 同 763番地
	同	同	須永正登	同 上三林町1460番地
	監 事	新 任	村上実	同 当郷町2065番地1
	同	同	三田操	同 野辺町831番地2
	同	同	恩田榮	同 同 1243番地1
	同	退 任	峰岸一弘	同 同 641番地
	同	同	松澤良治	同 同 814番地4
	同	同	小澤溢平	邑楽郡邑楽町大字篠塚4228番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年9月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画用途地域 国領町産業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年8月18日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年9月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画地区計画 国領町産業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年8月18日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課